

○大田市特別職報酬等審議会条例

平成17年10月1日
条例第44号
改正 平成17年12月22日条例第237号
平成19年3月27日条例第4号
平成21年3月24日条例第1号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議するため、大田市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は委員10人以内をもって組織し、その委員は市長が任命する。
2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。
2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。
2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第237号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。